

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業（地域スポーツコミッション担い手育成等サポート事業）」

仕 様 書

令和7年2月14日
スポーツ庁 参事官（地域振興担当）

1. 事業名

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業（地域スポーツコミッション担い手育成等サポート事業）」

2. 目的

スポーツによる地域活性化・まちづくりは、地域資源を活かした個性あふれる地域の形成に資するものとして、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）において「スポーツ・健康まちづくり」として位置付けられるなど、特色ある地域活性化を進める上で有用な取組である。

これまで、スポーツ庁では、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによる地域活性化・まちづくりを推進していく組織である「地域スポーツコミッション（以下「地域SC」という。）」に対する活動支援を補助事業により実施してきており、令和7年度においても地域SCへの支援を実施予定である。

このため、本事業では、補助事業の効果を高めるため、経営多角化に向けた事業展開へのチャレンジを側面支援するとともに、令和4年度に実施した地域SC運営人材の育成・確保に関する調査・研究（[令和4年度スポーツ庁委託事業 地域スポーツコミッション基盤人材育成サポート事業（地域SCに関わる人材及び育成サポートの調査・分析）](#)）を踏まえ、人材確保の支援およびマッチング、人材育成のサポートをモデル的に委託事業で実証する。そして、各地域SCやその担い手となる人材の知見・ノウハウの共有化を図るためのネットワークづくりを促進するとともに更なる取組の活性化に向けた検討や事業成果の発信等を行う。また、各地域SCの取組状況、組織としての成熟度や地域ごとの設置数に大きな差ができていることから、安定的な経営を持続的に行う地域SCの実現に必要なデータ・情報の整理を行うことを目的とする。

3. 業務実施（委託契約）期間

契約締結日 ～ 令和8年3月31日

4. 成果物

- （1）業務計画書 紙1部＋電子媒体
- （2）事業実施による成果報告書紙1部（A4版）＋電子媒体

5. 納入期限

- （1）開札後1週間以内に電子媒体で提出すること
- （2）令和8年3月31日

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 地域振興係
メールアドレス：stiiki@mext.go.jp

7. 著作権

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、スポーツ庁に帰属するものとする。既に受託者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き同社に帰属するものとする。また、著作権がスポーツ庁に帰属するものについては、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8. 業務内容

下記の項目に該当する事業を一括して委託する。

（１）補助事業の進捗管理及びアウトプット作成支援等

- ①補助事業を効果的に行うための事前準備（内定後の事業計画書（交付申請用）の修正補助等）、補助事業者からの意見・照会等に対応する一元的な窓口の設置及びノウハウの蓄積を実施すること。補助事業者※の事業進捗について、取りまとめを行いスポーツ庁へ定期報告を月 1 回実施すること。

※令和 6 年度は計 15 団体が補助対象者となった。

- ②補助事業の円滑な進行に向けた中間報告会を開催すること。なお、補助事業の事業目的が達成されるような、報告会の開催形式を検討すること。

（２）地域ＳＣに関わる人材育成・確保とネットワーク化の促進等

- ①地域ＳＣに関わる人材に求められる専門的な知識やノウハウ等の能力を考慮した、人材育成のための研修講座等を、令和 6 年度の実証内容等踏まえ実施する。なお、提案の際には、研修講座の対象者拡大に資する手法等について、具体的に検討すること。
- ②地域ＳＣの運営の担い手確保に向けた人材マッチング支援等を、令和 6 年度の実証内容等を踏まえ実施する。
なお、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の国の諸制度の活用や副業・兼業など社会変容による多様な就業形態の一般化なども踏まえたうえで、支援・実証方法や横展開について具体的に提案すること。
- ③地域ＳＣ間のネットワーク構築による情報発信やノウハウの共有を目的とした機会を創出する。詳細についてはスポーツ庁参事官（地域振興担当）と協議のうえ決定するが、提案者は過去の類似事業の実績などから、想定される手法を提案する。

※参考：令和 6 年度実施内容(<https://sportscommissiondata.com/news/info/586/>)

（３）シンポジウム等の開催による対外的な発信

- ①（１）（２）で得られた成果報告や有識者による講演等を含めた、シンポジウムを開催する。プログラム内容や効果的な発信方法（対面・オンライン両方でのハイブリット開催を前提とする）、地域からの参画促進、シンポジウム後の取組の活性化に関する提案を行うこと。
開催場所：地方からの幅広い参加が見込める場所
開催時期：令和 8 年 2 月頃
参加人数：500 名
- ②地域ＳＣのポータルサイト内のコンテンツの充実に向けて、全国各地の地域ＳＣの活動状況や、スポーツ庁が実施する様々なイベント情報が網羅的に把握できるような、情報発信の管理・運営を行う。
また、サイト内コンテンツのアクセス数等を検証し、検証結果についての分析も行い、報告書としてまとめること。

(4) 地域ＳＣの今後のあり方に係る調査等

地域ＳＣの多角的な事業展開を可能とするため、これまでの補助事業の検証や、活動地域と人口・組織体制・事業内容などを指標とした類型化、今後の地域ＳＣのあり方（例：持続可能な組織へ発展していくために求められること）等について、整理する有識者会議等を開催すること。

また、有識者会議等の開催にあたり、議事次第作成、関係者間の日程調整、資料及び議事録作成を行い、会議開催に必要な会場設営及びオンライン設備に関する準備、謝金等の支払い等を行うこと。

有識者会議等の構成員の選定や開催回数、回ごとのテーマ等は、スポーツ庁参事官（地域振興担当）と協議のうえ、決定する。

(5) その他、本事業を推進するために必要と認められる活動を推進する

(6) 最終報告書の提出

上記（１）～（５）等、本事業において実施した活動の結果をまとめ、地域ＳＣ施策の全国展開を今後促進する上で有効と考えられる方策を分析・検討し、最終報告書として提出する。

9. スケジュール

委託内容は、以下のスケジュールを参考に実施する。

	委託内容（１）	委託内容（２）	委託内容（３）	委託内容（４）
4月			ポータルサイトの運営（通年）	実施内容の調整
5月	補助事業の採択	人材育成・確保の 取組	ポータルサイト 内コンテンツの 検討	関係者との調整 会議の実施
6月	補助事業者の 進捗管理			
7月				
8月				
9月				
10月		ネットワーク構築機会の創出		
11月	人材育成・確保の 取組	シンポジウムの開催		
12月				
1月				
2月				
3月	事業報告書の作成			

10. 事業規模

事業規模は 63,512 千円（税込）を上限とする。

1 1. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業（地域スポーツコミッション担い手育成等サポート事業）技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業（地域スポーツコミッション担い手育成等サポート事業）評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業内容に関する評価

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- * 1-1-2 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。

〔上記②の項目については、仕様書に示した内容以外に地域スポーツコミッション施策の更なる推進に寄与すると考えられる独自の提案や事業成果を高めるための提案がされていれば加点する。〕

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔その手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 各事業（イベント開催含む）の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
- 〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に「地域スポーツコミッション」に関する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 過去に「地域スポーツコミッション」に関する類似の事業をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

12. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部

又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

1 3. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1 4. 守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

1 5. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 6. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 7. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

18. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

19. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。